

防防調第2170号
15.3.25
改正 防防調第2507号
18.3.27
防防調第7405号
18.7.31
防防調第331号
19.1.9
防防調第8163号
19.8.28
防防防第9224号
21.7.31
防防調(事)第73号
29.3.27
防防調(事)第337号
令和6年8月30日

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

施設等機関等の情報保全業務に対する支援について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、平成15年3月27日から施行されることとなったので、通達する。

なお、防防調第2179号（13.3.23）は、平成15年3月27日付けをもって廃止する。

記

(趣旨)

第1 この通達は、防衛省における情報保全業務をより適切に実施するため、施設等機関等が実施する情報保全業務について、自衛隊情報保全隊が施設等機関等の情報保全業務に対する支援を実施すること等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報保全業務 情報業務の実施に関する訓令(令和6年防衛省訓令第291号)第2条第2号に定める情報保全業務をいう。
- (2) 施設等機関等 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。

(情報保全業務の責任)

第3 施設等機関等の長(防衛省本省の内部部局にあつては官房長又は局長をいう。以下同じ。)は、当該施設等機関等の情報保全業務に責任を有する。

(情報保全業務の要請)

第4 施設等機関等の長又は別に定める者は、当該施設等機関等の情報保全業務をより適切に実施するため、陸上幕僚長又は陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長を通じて自衛隊情報保全隊司令、中央情報保全隊長又は地方情報保全隊長(以下「司令等」という。)に対し、情報保全業務に対する支援を要請することができる。

(情報保全業務の要請への対応)

第5 陸上幕僚長又は陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長は、第4の要請があつた場合には、当該要請に応じて自衛隊情報保全隊が施設等機関等の情報保全業務に対する支援を実施するために必要な措置を司令等に講じさせるものとする。

- 2 司令等は、前項の措置の内容に応じて、当該施設等機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理等についての支援を行うものとする。
- 3 施設等機関等の長又は別に定める者は、司令等が前項の支援を行うに当たり必要とする資料又は情報を自衛隊情報保全隊に提供するものとする。

(委任規定)

第6 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、防衛政策局調査課長が定める。